

第6回松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会 次第

日時 平成24年12月14日(金)

午前10時から

場所 本庁舎3階 大会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議事項

(1) 第5回検討委員会の開催結果について

(2) 通学区弾力化制度に関する提言内容について

(3) 提言書の提出について

(4) その他

4 閉 会

(報告事項)

第5回松本市立小・中学校通学区弾力化制度検討委員会 会議結果

1 開催日時及び会場

- (1) 日時 平成24年11月22日(木)午前9時30分から11時30分まで
- (2) 会場 松本市役所第二委員会室(東庁舎4階)

2 出席者

(1) 委員

横内和子委員、的場久仁男委員、滝澤悌二委員、五十嵐一雄委員、中原信一委員、大澤好市委員、宮林孝子委員、濱宗次委員、古市昭太郎委員、木村晴壽委員  
(以上10人)

(2) 事務局等

川上一憲教育部長、高野一司学校教育課長、小柳廣幸指導室長、板倉勝課長補佐、奥原広幸課長補佐、羽山友貴事務員(以上6人)

(3) 関係課

地域づくり課 藤牧啓吾主査、こども育成課 小岩井淳主査、  
教育政策課 小林伸一課長補佐、生涯学習課 永田幸彦課長補佐(以上4人)

3 傍聴者

報道関係3社

4 会議次第

開会

委員長挨拶

会議事項

- (1) 第4回検討委員会の開催結果について
- (2) 通学区弾力化制度の見直しについて
- (3) 地域活動における課題解決に向けた取組みについて
- (4) 検討委員会の提言について
- (5) その他

閉会

5 会議内容

(1) 委員長挨拶

いよいよ今日が実質的な議論の場としては最後になる。前回から申し上げているように、今回基本的な線を出して、それを文書に取りまとめて次回その確認をし、この検討委員会を終わるという段取りにするつもりだ。今日は町会連合会から新しい資料が出ていて、これも含めて後で議論していただくが、いくつかまだ解決しな

ければならない点が残っているので、少しきばきと議論を進めて決定することができればと思う。

(2) 第4回検討委員会の開催結果について  
事務局から会議結果を報告

(3) 通学区弾力化制度の見直し、提言の検討  
委員長

前回、指定校まで小学生については 1.5 km、中学生については 2 km を超えた場合に指定校以外を選ぶ可能性があるということで合意した。それにプラスして、指定校までと希望校までの距離の差の条件をつけるかどうかというのを今回に持ち越している。10m近くてもそちらへ行くことができるというのはどうなのかという考え方と、この制度が実施されてから初めての見直しなので、今回は指定校までの距離の基準だけにしておいて、それ以上の条件をあえてつけなくてもよいのではないかという考え方もある。

委員

指定校までの距離の基準だけでは、里山辺地区をはじめとした、弾力化が問題になっている地区的状況はほとんど何も変わらない。町会単位で指定校へ行くことを原則にしてほしい。

距離の差の条件については、1 kmにしてはどうか。これを入れれば、我々の願っている町会単位での指定校ということに変わってくるような気がする。

また、定員の確保を考えた時に、例えば信明中学校が定員をオーバーして、近隣の学校は空きが見られるというアンバランスがある。定員を決めるか、もしくは町会単位での指定校通学に決めるか、そのあたりも加味していきたい。

委員長

1 km というのは、どのようにして出した数字か。

委員

前回出されたシミュレーションを見て、例えば里山辺地区だと、指定校まで 1.5 km という基準だけでは改善されないので、1 km の距離の差の基準を設ければよいのではないかということで出てきた数字だ。この数字の妥当性については、まだ検討の必要がある。

委員

今回初めての制度の見直しなので、指定校までの距離の基準に加えて距離の差の条件も設けると大変になるかという思いもあり、これが絶対というわけでもないので、今回は指定校までの距離のみにして、また何年か後に見直しがあれば改善していくような形でやっていけばよいのではないかと思う。

### 委員

私も指定校までの距離の条件のみでよいと思う。ただ、通学区の設定については町会単位であることが確認できたが、あくまでも町会の中で学校が分かれないようにしてほしいというのが基本的な意見である。

### 委員

前回 500mくらいは距離の差の条件を設けるべきかどうか迷った。今 1kmという意見が出たが、それは少し厳しいと思う。100mや 200mの差だったら、我慢して指定校へ通ってほしいとは思うが、500mも小学生にしてみれば厳しいかもしれない。何年か後にまた距離の差の条件を付け加えるというようにコロコロ見直しをすると地域はまた混乱するので、いっそ今基準を作つておくのが良いかと思う。

私が住んでいる出川は、開明小学校と並柳小学校の両方に行っている。地域ではそれぞれの P T A を地域の活動に生かしたいと思っているが、学校が違うとなかなか難しい。学校が違っても一緒に活動できる場を何とか考えていかなければと思う。

町会の方でも苦労されているのはよくわかるので、1kmは厳しいが、なんとか柔軟に考えていけたらと思っている。いくらかは、差をつけてみてはどうか。

### 委員長

町会の活動については後で意見として取りまとめることしたい。

そうすると、2番目の条件もつけた方がいいが、1kmは厳しいので、200mや 300mがよいという意見ということか。

### 委員

5分程度余計に歩いてもよいのではないかと思う。

### 委員

最近は不審者といったような問題も多いので、近ければ近いほどよいと思うので、2番目の条件はつけない方がよい。

### 委員

指定校までの距離の条件のみにするのが妥当だと思う。ただし、今後の見直しを期間を決めて条件についていきたい。今回 10 年間放つておいた結果このような状態になつたので、3年や5年とか、短いスパンで直しながら歩み寄っていく形がよいのではないかと思う。

### 委員

私は付帯条件はつけない方がいいと考える。事務もやりにくいただろうし、基準の境にいる人たちはどうするかということになるので、今回指定校までの距離の基準を定め、今後問題が出たらこのような会議を3年や5年おきに開き、修正していくというようにしていくのがよいかと思う。

### 委員

付帯条件が 500mでは効果が薄いので、1 kmが妥当ではないかと思う。四賀では来年4つの小学校が統合し四賀小学校が開校するが、スクールバスを出しても、遠いところに住んでいる小学校1年生は乗り場まで 700mある。こういう地域もあるのに、どうして旧市内ではこんなに問題になるのかと思う。指定校は地域の学校として守つていくべきではないかと思う。それが無理なのであれば、差をつけていただきたい。それは、500mではなく 1 kmだ。

### 委員長

スクールバスの運行基準はどのくらいか。

### 事務局

スクールバス運行や路線バス代金扶助等の基準は、小学校では 4 kmを超える場合です。

### 委員長

スクールバス運行の話は 4 kmや 6 kmを超えた場合の話であり、スクールバスが出ていないところでは関係がない話だ。

指定校までの距離の基準一本でいくという意見が数としては多くなっているが。

### 委員

まず一本でやってみて3年後、5年後に見直しをするという条件付きであれば、一本でよいと思う。

### 委員長

小学校6年間、中学校3年間あることを考えると、2・3年ごとに基準を変えるというのはかなり厳しいのではないかと思う。もちろん、検討を始めるのは構わないと思うが、変えるべきところが出てきたときに、2・3年ごとに変えていくのは現実的ではないような気がする。

確かに、町会からの意見で出たように、里山辺地区では 500mの差の条件をつけても対象外になるのは 1人だけということになるが、今まで少しでも近ければ変更できていたのを数字で歯止めをつければ、かなり前進だと思う。今回一気に解決することはできないかもしれないが、地域づくりがどうなっていくかという状況を見ながら変えていくということにはなると思う。2番目の条件をつけるにしても、小学校低学年のことを考えると、500mがぎりぎりだと思う。

大体の意見としては、今回初めての見直しであるということに注目して、指定校までの距離の基準のみにし、次の見直しで必要があれば考えていくのがよいのではないかということだ。

### 委員

山間部の方は、何kmも離れているようなところがある。平でも、笹賀地区では4kmぎりぎりという方が多く、通学に50分を要している。そういう地域があることを考えた時に、差がありすぎではないかという思いがある。

登校の安全性を考えた場合には、町会単位での指定校で、町会でしっかりと見ていくような体制作りをしていけば何とかクリアできないかと考えてはいる。あくまでも、町会単位での指定校は原則的に守っていきたいと思う。

### 委員長

指定校は基本的に町会単位であるということは合意している。そうはいっても、いろいろなケースが出てきているので、通学区の弾力化はあくまでも例外的なものだ。

### 委員

この通学区弾力化の問題は、里山辺地区から最初に出てきて、町会連合会でも納得して、このような会合がもたれるようになった。500mの差の線引きでは、里山辺の思いが何も解決されない。1kmとすれば、ある程度は解決される。そのあたりをもう一度考えていただきたい。

### 委員

そもそも、指定校変更の条件として「町会の行事に出ること」があるが、結局蓋を開けてみると学校の方の行事に出ていて、町会の行事に参加している人が少ないので町会で一番悩んでいる部分だと思う。私もこの制度について聞いたときに、わざわざ両方の行事に出るくらいなら、指定校の方に行けばよいかと思ったが、周りの指定校変更している人を見た時に、町会の行事に出ているかというと、出でていない方が多く、それでもいいという風に思われたりする。罰則は設けるほどではないかも知れないが、町会の行事に出られないのであれば、指定校変更はなかなか許可しないというようにしていけばどうか。

### 委員

地域活動は、PTAが中心になって動いているが、町別子ども会が学区外の子どもも入れ込んでやっているので、学区外の子どもは必然的に自分の町会でないところに入ってしまう。清水のように、学区外として別個に設けてもらえば、地元の町会の行事に参加できるが、そういった土台ができていないので、自分が参加したくともなかなかできないという事情がある。

### 委員

町会から出していただいた資料の5番目の項目にいいことが書いてあるが、町会の中で通う学校が分かれていて、行事に出てこない子たちをどうしていくかということは、こことは別に検討の場を設けていけばそこで解決できるのではないかと思う。通学区の弾力化については付帯事項をつけずにできるだけ簡素化して十分に事務処理が

できるようにして、その他の問題については改めて考えるべき問題だと思う。

#### 委員長

「検討の中でこういう意見が出ている」というのは意見としてつけていくことはできるので、後でその相談もしたいと思う。ただ、あくまでもここで検討して結論に達しなければならないのは距離の問題で弾力化されているのを現状のままいくのかどうかということである。

#### 委員

指定校までの距離の線引きだけで、あとは何もつけないのがいいと思う。山間地等においては4km歩いてくる子どもたちがいることも承知しているが、低学年の子供たちでは1.5kmは片道30分、往復1時間かかるので、学校生活においてはこれが限界かと思う。

不審者も大きな問題であるし、例えば旭町小学校で週一回の放課後子ども教室という非常にいい取組みをしているが、冬場になると参加者ががくんと減る。というのは、行き帰りで暗くなってしまうので来られないということだ。通学距離が広がると、各部で取り組んでいる子どもの健全育成のための行事参加も非常に限定されてくるのではないかと考えられる。

ハード面では以上の意見であるし、ソフト面では学区を超えて子どもたちが地域にどう根付いていくかということをよく論議していく必要があり、そちらに重点をおくべきだと思う。

#### 委員長

通学区弾力化について検討会を設けるに至った背景には、町会の運営や町づくりに関わる皆さんからの意見が盛り上がってき、それを受けたということがあったので、里山辺については現状を変えることはできないかもしれないが、そういう意見にも十分配慮をしたという証になるかと思い、500mの距離の差を求めるという提案をした。皆同じように感じていると思うが、通学区の弾力化に手を入れただけで地域づくりや町会の行事の問題が解決するということではないだろうということもある。今回初めての見直しということもあり、指定校までの1.5km、2kmという基準一本でいくという意見が圧倒的だが、いかがか。

#### 委員

逆に考えると、距離の基準が決められたことにより、それなら何でもよいという風潮にもなりかねないということが懸念される。弾力化の付帯的なことの方が問題があるので、そこを何とか形に残していただきたいというのが町会連合会の願いである。

#### 委員長

これは最終的には教育委員会に文書として出していくものなので、ここでのメインのテーマではないかもしれないが、皆の意見として町づくり等について別途本格的に

考えなければならないということを意見としてつければ、無視されることはないと  
う。そこに盛り込む意見の中に、意見交換の場を常に設けていくということを入れて  
いけばよい。

#### 委員

父兄の方々は、意見なので表面的にしかとらえない可能性はある。そのあたりを徹底できる  
ような方法があればよいと思う。通学区弾力化と町会の問題の関連性はものすごくあると思う。

#### 委員

私も全くその通りだと思うが、今後どうしていくかということは出していただいている意見の5番目と合わせて、改めて町会や各関係部署との話し合いをもって詰めた方がいいということで、今の意見を全く無視するものではない。

#### 委員長

指定校までの距離の基準一本でいっても、町会に関わっている皆さんの意見には耳を傾けて配慮して議論してきたということをぜひお伝えいただきたいと思う。

それでは、小学校については1.5km、中学校については2kmを超えた場合にのみ近い学校への通学を申請できるという条件で、今回の検討委員会としては弾力化に歯止めをかけたということで、この点はよろしいか。

#### 委員

指定校までと希望校までの距離の差の条件は全く入れないということか。極端に言  
うと、たった10mでも50mでも近ければよいという問題も出てくるので、それにつ  
いても何か制限がほしい。

#### 委員

シミュレーションを見ると、指定校まで1.5kmの基準だけでは何ら変わらない。付  
帯条件をつけて、厳しいところも出していただきたいと思う。

#### 委員

さらに条件をつけるとなると、またそこでどこに線を引くかということで難しい問  
題になっていくので、指定校までの距離のみで、付帯条件はつけない方がいいと思う。  
地域活動については今回の議論を発端にして、また別の議論の場を設けるよう意見を  
つけていきたい。

#### 委員

地域にとって、通学区の問題は大きく、町会単位で一つにまとめてほしいと考えて  
いる。近ければ意外と簡単に指定校を変更できるという風潮がお母さんたちの間にあ  
る。町会単位でという基本的なベースがあれば、距離的なことに関しては、指定校ま

での 1.5 km、2 km という基準で問題ないと思う。

#### 委員

意見を聞いて、確かに小学校 1 年生の足だとそれだけの時間を歩くのは体力的に大変かと考えた。そうはいっても 100m やそこらだったらあと少しだから指定校へ行ってほしいという気持ちもあるが、いろいろな意見を聞いて、今回は指定校までの距離一本でよいと考える。

#### 委員長

200m でも 300m でもとにかく条件をつけるということにそれなりの意味があるかもしれないとは思うが、1 回目の見直しとしては一本でいった方がいいというのがほとんどの皆さんのお意見だ。意見のところで地域づくりといったことをはっきり入れるような形でどうか。

#### 委員

信明中学校の人数が以上に多く、教室は満室で女子トイレが不足しているというような状況が起きているので、定員制を設けることも考えてもらいたい。

#### 委員長

学校が受け入れられなければ、もちろん受け入れはしないはずだ。

#### 事務局

通学区については、最低の単位を町会として指定しています。例えば里山辺の林町会は山辺小学校というように、コミュニティを壊さないように指定をしています。旧村のところは 1 地区 1 学校という考え方です。その中で遠いという問題が出てきているので、基本はそういう考え方であることをご理解いただきたいと思います。

地域の行事に参加することについては、こういう問題も踏まえて一定の努力をしつつあります。清水小学校の中でも、町別子ども会を分けるというような動きも少しづつ出ているので、もう少し各学校の中できちんとできるような体制を整えていけば、改善されると考えています。

先ほど指定校よりも希望校の方が 10m でも近ければというお話をありました、今回の事例だけ見ると、少なくとも 300m、400m は離れているかと思うので、指定校までの 1.5 km、2 km という基準を導入することによって、ご心配の部分は相当解消されるかと思います。

#### 委員

かつて寿下瀬黒地区の子どもが並柳に寄留して並柳小学校に通った時期があったが、今は町会で並柳小学校が指定されている。里山辺はそういうことを考えたことはないのか。

### 事務局

下瀬黒町会では、町会の総意という形で教育委員会に陳情があり、それを受けて何年もかけて学区を変えたという経過があります。地区の中で一つの町会を切り離して学区を線引きすることに関しては町会の合意が必要であり、里山辺地区からは学区自体を変えるという要望はありません。

### 委員

里山辺地区の中で、町会単位で別の学校を指定しているところもあるのか。

### 事務局

里山辺では、かなり前に西小松町会が源池小学校に変わっているという事例があります。

### 委員長

町会の皆さんのお意見も重々分かった上で、今回は条件は一本でいくということにさせていただきたい。

もう一つの問題は、兄弟関係、友人関係での指定校変更についてだ。現在は、兄や姉と同じ学校に通わせるための指定校変更を認めている。また、友人関係での指定校変更も認めているので、それをどうしていくかという問題が残っている。

### 事務局

兄弟関係とは、兄や姉が在学している場合に家庭の負担等を考慮して今まで認めてきているので、制度の見直し後も認めていくのはやむを得ないのではないかと事務局では考えています。

小学校時の友人関係とは、資料の 23 ページにあるように、山辺小学校の学区だが、清水小学校の方が近いので距離要件で指定校変更をして清水小学校に 6 年間通い、中学校に上がる時に、指定校の山辺中学校の方が距離的にも近いが、6 年間通い慣れた通学路、培った友人関係を継続したいという強い希望があり、これを今は認めているという状況があります。これについては本年度の在学生ベースで 50 人位いますが、無条件に許可するべきでないと地域の方からご意見を受けていますので、合わせて検討していただきたいと思います。

### 委員

一家庭で行ったり来たりするのは負担が大きいので、兄弟関係は認めてよいと思う。

### 委員長

兄弟関係については引き続き認めていくことでよろしいか。

### 一同、同意

委員長

友人関係についてはどうか。

委員

それについては限定すべきだと思う。私ども校長はよっぽどメンタルの面で必要がある、主治医の助言を得ていて、清水中学校の方に通った方がいいというような場合には副申書という学校長意見を書いて清水中学校に出すこともあるが、それ以外はいかがなものかと思う。それは入学するときに「この距離であれば中学校は山辺中学校で、6年間付き合ったお友達とも別れることになる」ということを了解のうえで清水小学校に通うべきだと思う。

委員

部活動の多さ等で選んでいる場合もあると思う。

委員長

委員がおっしゃったのは、場合によってはこれ以外の要件に当てはまる場合もあるということか。

委員

例えば、不登校やいじめ等といった例もあるが、その子の最善の利益のためにはここでいえば清水中学校へという判断もある。

部活動については、公教育であるので、部活動のために学校があるのではない。

委員長

よっぽど配慮すべき理由がない限りは基本的に友人関係という理由は認めないとということでよろしいか。

一同、同意

委員長

次に、いつから制度を適用するかという問題がある。平成25年度入学予定者については、制度の見直し中であるので、思い通りにならない可能性があるということを説明して指定校変更を受け付けているということだった。一番早くて今度の4月の新入学者から適用していくということになる。

事務局

事務局では平成25年度入学予定者の取り扱いについては、学校の学級編成準備、新入児童の健康診断等の準備があり、25年度は指定校変更を認めざるを得ないため認めるが、制度の変更により対象外になった場合は、遡及適用をして指定校へ戻ってもらう可能性があるという形にしています。

### 事務局

学校ではクラス編成や先生方の配置等、今までに来年度に向けた対応が始まっています。本当は 25 年度入学者は当初から適用というのが理想ではありました、7 月・8 月の時点で受付をせざるを得ず、そのような形にさせていただきました。

### 委員長

そうすると、26 年度の 4 月からということになるが、それはやむを得ないだろう。町会の皆さんの意見は一刻も早くということだったが、一番早くてその時点なので、それでやってもらうことにしたい。

そうすると、25 年度に入学した子どもたちは、26 年度にはどうなるのか。

### 事務局

この検討委員会の意見をもとに教育委員会が判断をさせていただくことになりますが、もし 25 年度の入学者までさかのぼって適用という結論になれば、指定校に戻つていただかなくてはなりません。

### 委員長

皆さんざわざわと「それはどうなのか」という話が出た。転校まではさせないという意見だ。

基本的なところは線が出たと思うので、残りの時間はできるだけ付帯して検討の中でこういう意見がついたというのを書き込んでいきたいと思う。

私も、それぞれ関係する団体が恒常に地域づくりについて意見を交換して話し合っていくという場を設けることは必要だと思う。具体的にこうしてくれというところまではここでは出せないが、そういう場を作るようぜひ教育委員会で考えてほしいという意見をつけるのはいかがか。

### 一同、同意

### 委員長

見直しをだいたいどのあたりでやっていくかということだが、何年というのを明記しないで、環境の変化に合わせて定期的に見直しをしてほしいという表現になると思う。時期を明記するのは難しいし、意見交換の場が設けられるようになれば、「この辺で何とかしないと」というのが見えてくると思う。

### 委員

26 年度に実施して、27 年度あたりに制度実施前後の比較をしてどういう問題が残っているか検証をしてみてはどうか。

### 委員長

それは当然やることになると思う。定期的に見直しをするというのに合わせて、今

回初めて見直しをしたので、結果の検証もかなり近い将来にやってもらうということにしよう。

地域づくりについてはかなり抽象的で気持ちの問題も入ってくるので、それは議論の場が設けられると話し合いが進むんだろうと思う。

今の内容で、事務局で次回までに提言書の原案を作ってもらいたい。

#### 委員

今は誓約書の中で「町会の行事に積極的に参加する」という条件がついているが、それはどうするか。

#### 委員長

誓約書はそのまま継続するということでよいと思う。

#### 事務局

資料の 15 ページにそれぞれ取り組むべき課題、ご意見をまとめてあります。通学区だけでは問題は解決できないため、それぞれの団体でこういったことをやるべきだという意見が出ましたので、まずはそれぞれの団体でしっかりと取り組んでいただくことも必要かと思います。それも含めて、事務局の方で提言を作っていくたいと思います。

#### 事務局

15 ページはご意見をお聞きする中でそれぞれの団体あるいは共同して取り組むべき案を整理させていただいたので、この他にもありましたらご意見をいただきたいと思います。

提言については、資料の 16 ページに構成案を示しています。提出方法については、正副委員長から教育委員会教育長に提出していただくようにしたいと考えております。

#### 委員長

提言書の骨子が示されたが、これで大体私たちの話は盛り込まれると思う。これでよろしいか。

#### 一同、同意

#### (4) 閉会

##### 委員長

これで完璧だとは思わないが、まず一回目の見直しとして一步動きだしたということだと思う。次回提言書の内容が事前に送られるということなので、じっくり目を通してお集まりいただき、訂正することがあれば訂正していただきたい。